

基安発0728第1号

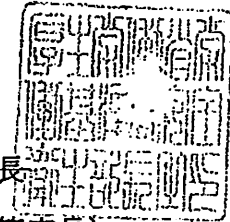
平成23年7月28日

社団法人日本放射線技師会

会長 中澤 靖夫 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(東電福島第一原発作業員健康対策室長)



東電福島第一原発への放射線管理の専門家の派遣について (要請)

去る3月11日の東日本大震災に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「第一原発」という。)において原子力事故が発生し、この事故の収束に向け、多くの労働者が緊急作業に従事しているところです。

これら緊急作業に従事する労働者の健康確保を図ることを政府としては極めて重要な課題と位置づけ、取り組んでおります。とりわけ、これら労働者の健康管理にあたっては、作業の特殊性にかんがみ、緊急時に速やかに対応できる医療体制を構築する等の特段の対応が必要であることから、当省として文部科学省と協力し、医療チームの派遣について、関係者への要請を行ってきたところです。

医療チームには放射線管理の専門家の参画も必要であり、医療チームへの放射線管理の専門家の推薦や派遣等について貴会の御協力を賜わりたく要請いたします。ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

(社)奈良県放射線技師会  
会員各位

平成 23 年 8 月 23 日  
会長 高嶋 敏光

## 福島第一原発内診療所への派遣要請

このたび、別添のように厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、日本放射線技師会に対して福島第一原発への放射線技師の派遣要請があり、それを受けて本会にも派遣要請が届きましたので、会員各位に周知をさせていただきます。

現在、福島第一原発では 1000 人以上の方が作業に従事しており、医療体制は 7 月 1 日より構築され診療所内に救急医が常駐するようになりました。

今回の派遣要請は、原発内での作業者がケガや病気で診療所に搬送されてきた場合、放射線物質で汚染されているかのどうかの確認、また診療所内の放射線環境の把握ならびに管理業務や、施設外への医療機関に搬送が必要な際には放射線物質での汚染の度合いについての確認作業となります。よって本来の業務である X 線撮影等はありません。作業者の事故、病気時の放射線サーベイ、また医療チームの放射線管理、診療所内放射線環境の管理などの必要性から放射線管理の専門家に対する派遣要請です。

原発敷地内ということで中継基地の J-ヴィレッジで防護装備を着用したのち診療所に向かいます。派遣は前後 1 日の移動日を含め 4 日間となります。経路は前日いわき市内ホテルに宿泊、当日朝、東電専用バスにて J-ビレッジを経由し、原発内診療所、24 時間または 48 時間勤務し、その後に帰路につくという日程となります。派遣者については、24 時間又は 48 時間の勤務で旅費（交通費、宿泊費など）ならびに謝金は東京電力から支給されます。また、派遣に際しては、過日に行われた放射線サーベイ時の派遣、検案前遺体サーベイ派遣と同様に日本放射線技師会から保険が掛けられ、派遣依頼についても派遣の申し出のある会員が必要であれば、日本放射線技師会会長名で勤務先に依頼書を出すことも可能との連絡が届いています。

個人での特殊な装備、備品は必要ありません。個人線量計は、中継地点で渡されます。また、GM サーベイ、シンチレーションサーベイは、診療所に準備されています。現在の診療所の放射線環境は、診療所内：0.6～0.8  $\mu$ Sv/h、診療所外は 10  $\mu$ Sv/h 前後の環境となっている状況です。原発敷地内ということで、ボランティアとして申し出をしていただき、奈良県放射線技師会を経由して日本放射線技師会に申し込む体制となっております。

再度の福島への派遣要請となりますが、会員の皆様には何卒ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、取り纏めは、再度高嶋が担当させていただきます。

連絡先アドレス：takashima@rokuen.or.jp